

発行：高知市商工振興部産業政策課 TEL：823-9456/FAX：823-9492 Email：kc-150600@city.kochi.lg.jp



令和7年10月1日施行 育児・介護休業法改正のポイント

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認などの改正が行われ、10月1日から施行となります。

柔軟な働き方を実現するための措置等

(1)育児期の柔軟な働き方を実現するための措置 **対象：3歳から小学校就学前の子を養育する労働者**

事業主は、以下の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(2)柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行う必要があります。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1)妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、適切な時期に子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取する必要があります。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

詳しくはこちらのHPを
ご覧ください



厚生労働省HP
育児・介護休業法について

働く人にも企業にもやさしい認証制度のご案内



働きやすさをととのえることで社員が元気に働き、生産性の向上が期待できます！

県

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度

6つの部門で「働きやすさ」を認証します



誰もが働きやすく、長く働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を、高知県が認証します！

1.次世代育成支援部門

従業員の子育て支援に取り組む企業を認証します！

2.男性育休推進部門

男性の育休取得に取り組む企業を認証します！

R7年度【NEW】

3.介護支援部門

介護と仕事の両立支援に取り組む企業を認証します！

4.年次有給休暇の取得促進部門

年休の取りやすい職場環境づくりに取り組む企業を認証します！

5.女性の活躍推進部門

女性の活躍を積極的に後押しする企業を認証します！

6.健康経営部門

従業員の健康増進に取り組む企業を認証します！

認証取得のメリット6選

1.企業のイメージアップ！

2.求人票でのPR！

3.県補助金における補助率の引き上げ！

4.入札参加資格審査でポイント加算！

5.助成金・奨励金の支給！

6.従業員への金利優遇制度！

(高知市・四万十市)

ほかにもいろいろ！

詳しくはこちらから

高知県ワークライフバランス
推進企業認証制度ポータルサイト



【お問い合わせ】

高知県 商工労働部 雇用労働政策課 働き方改革担当
☎ 088-823-9764

くるみん認定制度

「くるみん認定」とは、子育て支援に積極的に取り組む企業に対して、厚生労働大臣が認定する制度です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業が対象となります。認定されると、「くるみんマーク」を使用でき、企業のイメージアップや採用活動にも活用できます。

トライくるみん



9項目の認定基準を満たす必要あり
※くるみんの基準を一部満たしているが、くるみんには届かない。初めての企業にオススメ

くるみん



9項目の認定基準を満たす必要あり

プラチナくるみん



11項目の認定基準を満たす必要あり
※認定基準はくるみんよりも高水準

【お問い合わせ】 高知県労働局雇用環境・均等部（室）

☎ 088-885-6041

詳しくはこちらから



厚生労働所HP

くるみん助成金

子ども家庭庁所管助成事業 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

くるみん認定等の子育て支援認定を受けた事業主に対し
助成金を支給します。

上限50万円/(トライくるみん対象外)

※対象となる事業の実施に要する経費(実費)

詳しくはこちらから



くるみん助成金ポータルサイト

市

高知市子育て支援企業認定促進助成金

高知市内の企業が行う「仕事と育児の両立支援」に向けた男性従業員の育児休業取得促進を支援することにより、就業意欲の向上につなげ、従業員の定着率を高めるとともに、将来的な本市の出生数の増加を目指すことを目的に、令和7年4月1日以後に、国・県の認証等を受けた事業者に対し助成金を支給します。



詳しくはこちらから

高知市産業政策課HP

【お問い合わせ】

高知市産業政策課 ☎ 088-823-9456

認 証 等 の 種 類		助 成 金 額
高知県	ワークライフバランス推進企業認証制度における男性育休推進部門の認証	10万円
国	厚生労働省のくるみん他認定	30万円